

令和5年度  
国東市地域包括支援センター運営協議会

令和5年8月31日(木) 14:00～15:30  
アストくにさき マルチホール

— 次 第 —

1 開 会

2 議 事

(1)地域包括支援センターの設置等に関する事項(承認)

- 1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置
- 2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント事業の委託  
について

(2)地域包括支援センターの運営に関すること

- 1) 令和4年度事業及び決算報告
- 2) 令和5年度事業計画及び予算

(3)その他

今後の地域包括支援センターのあり方について

3 閉 会

## 国東市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

区分	団体名	氏名	備考
保健福祉分野	老人クラブ連合会代表者	宮崎 信二	会長
	民生児童委員代表者	清原 正義	会長
	女性団体連絡協議会代表者	笹野 喜代子	会長
医療保健分野	医師会代表者	菅 淳一	会長
	歯科医師会代表者	藤垣 雅士	会長
	国東市民病院代表者	野邊 靖基	院長
	東部保健所国東保健部代表者	宇都宮 仁美	部長

(1) 地域包括支援センターの設置等に関する事項

1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置

- 国東市地域包括支援センター  
担当圏域：国東、武蔵、安岐
- 国東市地域包括支援センター 国見支所  
担当圏域：国見

職員配置

(令和5年8月1日現在)

	国東市地域包括支援センター			国見支所
	国東圏域	武蔵圏域	安岐圏域	国見圏域
	国東市役所			国見総合支所
所長	1 (兼務)			
保健師	3			
社会福祉士	1			1
主任介護支援専門員	4			
事務職	1			
介護支援専門員等	7			2
認知症地域支援推進員	1			
歯科衛生士	1			
栄養士	1			
その他(事務)	2			
計	22			3

※介護支援専門員(ケアマネジャー)

2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの委託について  
(サービス計画書作成の委託)

【主な業務委託の基準】

●指定介護予防支援業務について

(要支援1、2の認定をうけ予防給付を利用する者に対するケアマネジメント)

- ① 要介護の認定を受けていた者が認定更新により要支援となった場合
- ② 同一世帯に要介護の認定を受けている者がいる場合
- ③ 該当者が市外に居住し、市外の介護サービス事業所の利用を希望する場合

●介護予防ケアマネジメントについて

(要支援1、2の認定をうけ予防給付を利用しない者又は基本チェックリスト該当者に対するケアマネジメント)

- ① 上記と同様の基準

# 委託事業所一覧表

令和5年8月1日現在

	事業所名	所在地	指定 介護 予防	介護予 防ケア マネジ メント
1	くにさきケアセンターたんぼぼ (R5.3月まで)	国見町伊美 2225-1	○	○
2	国東中央福祉センター居宅介護支援事業所	国東町北江 3245-4	○	○
3	亀寿苑介護保険センター	国東町田深 665-1	○	—
4	JA おおいた国東福祉サービスセンター	国東町鶴川 56-1	○	○
5	はなみずきケアプランサービス	武蔵町古市 148	○	○
6	くにさきケアセンターなのはな	国東町浜崎 2757-5	○	○
7	指定居宅介護支援事業所鈴鳴荘	安岐町下山口 58	○	○
8	指定居宅介護支援事業所ウェルハウスしらさぎ	安岐町瀬戸田 1035-9	○	○
9	きつきケアプランステーション	杵築市守江字王子 1864	○	○
10	介護支援サービスセンターすずらん	速見郡日出町 3904-6	○	—
11	百々園居宅介護支援センター	大分市大字津守字山崎 2742-1	○	—
12	日出町社会福祉協議会	速見郡日出町 2277-1	○	—
13	うの福祉サービス (R5.3月まで)	速見郡日出町三ノ丸 2672	○	○
14	ケアプラン おあしす ありた	福岡市早良区有田 6-2-5	○	—
15	いずみの園介護保険サービスセンター (R5.3月まで)	中津市永添 2744	○	—
※16	さくらライフプランニング (R4.12月～R5.3月まで)	豊後高田市新地 1176 番地	○	○
※17	介護保険サービスセンター一燈園 (R5.4月から)	別府市石垣東3丁目 726 番地	—	○
※18	はるかぜ介護保険サービスセンター (R5.5月から)	国見町大熊毛字花開 182 番地	○	○
※19	居宅介護支援事業所あらた (R5.7月から)	別府市鶴見 3847 番地の7	○	○

※ 令和4年8月以降 新規に委託した事業所

## 地域支援事業の構成

	事業名	説明
① 包括的支援事業	ア 総合相談支援業務	相談に応じるほか、高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整を行う。
	イ 権利擁護業務	虐待の防止、早期発見や成年後見制度の利用方法を紹介する。
	ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (地域ケア会議の実施)	支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、介護支援専門員のネットワークづくりを行う。 (個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築を行う。)
	エ 在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業者などの関係者の連携を推進する。
	オ 認知症総合支援事業	初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を推進する。
	カ 生活支援体制整備事業	市町村が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行う。
② 任意事業	ア 介護給付等費用適正化事業	介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証等、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業を行う。
	イ 家族介護支援事業	介護方法の指導その他の要介護者を現に介護する者を支援するための事業を行う。
	ウ その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を行う。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	ア 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）	(ア) 訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する。
		(イ) 通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する。
		(ウ) その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供する。
		(エ) 介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。
	イ 一般介護予防事業	(ア) 介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
		(イ) 介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
		(ウ) 地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
		(エ) 一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。
		(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施する。

(2) 地域包括支援センターの運営に関すること

1) 令和4年度事業及び決算報告

① 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務 ※在宅医療・介護連携相談窓口での相談受理件数は（ ）で再掲。

相談内容	件数	件数	件数
	R2年度	R3年度	R4年度
介護サービスに関する相談	143 (30)	194 (23)	219 (34)
介護サービスに関する苦情	10 (5)	14 (5)	15 (6)
事業所等からの情報提供	107 (0)	107 (0)	168 (0)
福祉・医療に関する相談	92 (63)	72 (48)	59 (43)
生活に関する相談	114 (6)	168 (17)	189 (7)
虐待に関する相談	18 (0)	17 (0)	2 (0)
認知症に関する相談	94 (6)	121 (3)	120 (3)
計	578 (110)	693 (96)	772 (93)

※事業所等からの情報提供については、病院から入院患者や通院患者の情報や居宅介護支援事業所に相談があって、市につながれた事案もある。それ以外にも、警察や行政職員からの情報提供も増えてきている。

また、高齢者夫婦のみ世帯で、配偶者が入院をすることになり、一人で生活することが難しいためどうしたらいいかという相談や、遠方の親族から高齢で心配なため安否確認をしてもらえないかという相談も増えてきている。

※施設入所時に、身元保証人になってくれる親族がいない等で入所ができないという相談もあったが、一般社団法人の身元保証協会が国東市内の施設も対象としてくれることになり、入所に繋がられた事例もあった。

圏域別の相談受理件数（令和4年度）

相談内容	R4年度			
	安岐圏域	武蔵圏域	国東圏域	国見圏域
介護サービスに関する相談	35	20	100	64 (2)
介護サービスに関する苦情	3	0	9	3 (0)
事業所等からの情報提供	54	19	59	36 (6)
福祉・医療に関する相談	9	5	32	13 (6)
生活に関する相談	57	19	69	44 (4)
虐待に関する相談	1	0	0	1 (1)
認知症に関する相談	33	24	44	19 (5)
計	192	87	313	180(24)

・国見圏域の（ ）内は、国東の包括で受け付けた相談数を再掲。

<参考>各圏域の高齢化率（65歳以上の高齢者人口）（令和5年3月末）

- 国見 55.80% (1,976人)                      ○国東 45.80% (4,376人)
- 武蔵 37.35% (1,809人)                      ○安岐 37.72% (3,048人)

相談に対する年間訪問延べ件数 <国東（国東・武蔵・安岐）・国見地区>

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
国東	582	650	711
国見	134	206	207
計	716	856	918

※国東包括は、国東・武蔵・安岐の各地区担当と、主任介護支援専門員・保健師・看護師の各1名に加え、事務職も相談対応や同行訪問をしている。

国見包括は、介護支援専門員1名（職員）で対応。国東包括からの訪問含む。

※一回の訪問での終結や、サービス利用の手続きが完了する場合もあるが、サービスに繋がらない方や、見守り等の支援が必要にもかかわらず、親族からの支援が望めない方への定期的な訪問が増えてきている。また、緊急対応の場合は、2名体制で訪問を実施するため、事務職職員にも同行してもらい、救急搬送対応をした事例もある。

イ 権利擁護業務

(ア) 広域型権利擁護センターの活動実績

- ・平成31年4月から、「くにさき半島地域成年後見支援センター」を、国東市・豊後高田市・姫島村の2市1村で設置。豊後高田市社会福祉協議会に委託。
- ・国東市で4回(奇数月)定期相談会を実施し、2名の利用者あり。
- ・市民向け啓発セミナーを、毎年委託している2市で交互に開催しており、令和4年度は豊後高田市で開催している。
- ・市民後見人養成講座は、国東市では令和4年度は開催していない。これまでの養成講座受講者のフォローアップ研修を開催し、15名が受講している。また、現在5名の方が法人後見支援員として活動中。
- ・法人後見等受任（国東市：10件）
- ・広報・啓発活動は、関係機関にて10回実施する。

(イ) 高齢者虐待について

<通報件数>

虐待通報件数は疑いも含めて2件。家族から1件、介護支援専門員から1件電話相談により把握する。警察からの情報提供は0件

<対応>

介護保険サービスの利用で分離したケース1件、虐待と認定しなかったのは1件。

<内容>

アルコール依存症からくる心理的虐待1件（間接的暴力）

<結果>

被虐待者がショートステイを利用している間に、虐待者がアルコール依存からの暴力行為ならば専門医を受診しての治療が必要ということで、息子夫婦の協力を得て受診・入院に繋げる。



(ウ) 高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度利用支援事業			
<p>2市1村で設置した「くにさき半島地域成年後見支援センター」で広報・普及活動や年4回の出張相談会の開催。令和元年度に市民後見人養成講座の受講生の内、5名が法人後見支援員として活動中。また、制度利用が必要な方に適切な相談対応や支援を実施。</p>			
	R2年度	R3年度	R4年度
実績	コロナ禍のため中止	市民向け講演会 1回 市民後見人養成講座	市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修

成年後見市長申立て			
<p>判断能力の低下に伴い、必要なサービス利用の手続きや財産管理ができなくなり、かつ支援できる親族がない等の理由や、経済的虐待を受けている、あんしんサポート事業で契約を結ぶことが困難になってきた等の事情で、高齢者介護施設の入居者、在宅で福祉サービス等を利用しながら生活をされている方に対しての市長申立て要請があった。それを受け、審判申立て審査会を開催し、申立てを決定した。</p>			
	R2年度	R3年度	R4年度
実績	後見6件 保佐1件	後見4件 保佐1件	後見2件 保佐1件

成年後見申立て支援			
<p>介護支援専門員からの勧めや、親族からの申立て相談については、令和元年度から「くにさき半島地域成年後見支援センター」を紹介し、申立て支援の対応を依頼。 申立て書類は、種類が多く、高齢者の方での作成が困難であること、また専門家に依頼した場合は費用も高いため、支援できる親族等がない場合に、申立て支援が必要。</p>			
	R2年度	R3年度	R4年度
実績	2件 (親族2)	4件 (本人2・親族2)	2件 (親族2)

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

支援内容	R2 年度	R3 年度	R4 年度
介護支援専門員からの相談件数	29 回	31 回	27 回
国東姫島介護支援専門員協会研修会	3 回	—	3 回
国見町ケアマネジャーネットワーク会議	2 回	5 回	6 回
国東町ケアマネジャーネットワーク会議	4 回	5 回	5 回
武蔵・安岐ケアマネジャーネットワーク会議	2 回	4 回	5 回
くにさき地域包括ケア推進会議(ホットネット)	5 回	0 回	0 回
ケアマネジメント支援(委託プランへの助言)	109 回	94 回	52 回
計	154 回	139 回	98 回

※コロナ禍による開催自粛が多少あったが、市内の介護支援専門員を対象に、地域ごとに定例でネットワーク会議を開催し、情報の共有や学習会等を行うことで介護支援専門員の質の向上やネットワークづくりの推進を図った。また、コロナ禍で外出機会の減少が継続していることから個々のニーズにあった支援ができるように、生活支援コーディネーターと「支え合い活動」の情報共有や意見交換の場をもち支援を継続した。

\*国東姫島介護支援専門員協会は包括支援センターから役員が選出されていたため、数のみ。

(ア) 介護予防支援従事者及び居宅介護支援従事者研修会

<目的>

理学療法士がアセスメントする上で必要とする知識や視点を学ぶ

<対象者>

指定居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センターにおいてサービス計画書作成業務に従事する者。

<日時及び場所>

・令和5年2月20日(13:30~15:30) 国東市役所 2階 201~203 会議室

講師及び研修内容

講師

公益社団法人 大分県理学療法士協会

理事 毛井 敦 氏 (所属:老人保健施設 ウェルハウスしらさぎ)

参加者 41名

講義

「利用者のADL・IADL改善に向けてのアセスメント」を学ぶ

- ・見える化して効率的にアセスメントするための予備知識や工夫
- ・運動機能やADL・IADL評価からの見方や捉え方
- ・事例を通してアセスメントの実際

(イ) 地域ケア会議

<目的>

医療、介護等の専門職をはじめとする多職種が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を支援する。また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進する。

<開催頻度>

月2回木曜日に開催（13:30～15:20）

<開催回数及び検討件数>

実績	R2年度	R3年度	R4年度
開催回数	25回	20回	21回
検討件数	74件	53件	52件

\*コロナの感染状況により Zoom での開催を行ったが、ネット環境の不具合によりスムーズな進行ができなかったり、参加者から会話のキャッチボールが上手くできず、発言ができ難い等の意見があった。

<助言者（アドバイザー）>

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、  
歯科衛生士、訪問看護師

<司会進行役（コーディネーター）>

高齢者支援課及び地域包括支援センターの職員

<その他>

生活支援コーディネーター

<振り返り>

事例提出者や関係者から、会議で受けた助言に対する感想を聞き取り、アドバイザーと情報共有することで、スキルアップできるようにしている。

○個別ケア評価会議

地域ケア会議で専門職から受けた助言に基づいて、ケアプランを見直し、自立に向けた支援を行えているか検証するために、プランの最終月に開催している。

<個別ケア評価会議の検討件数>

実績	R2年度	R3年度	R4年度
検討件数	47件	27件	29件

\*利用者や家族への自立に向けた支援内容の理解と合意形成を図り、機能向上の意識を高める。

## エ 在宅医療・介護連携推進事業

### 在宅医療・介護連携推進事業

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- ・「医療・介護・福祉関係事業所一覧」のデータ更新及びくにさき地域連携マニュアル改訂版を作成し市のホームページに掲載。
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の構築
- ・在宅医療連携推進運営会議。(2回)
  - ・「在宅医療・介護連携に関するアンケート調査」  
4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)における連携課題の抽出のため令和3年度に実施したアンケート調査結果に基づき各部会における取り組みを実施。
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・多職種連携による簡易なICT活用の促進。
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・入退院時の情報共有ツールとしてホットネット連絡票、認知機能低下の方の情報共有ツールとしてのオレンジ連携シートの継続活用中。  
※介護支援専門員利用率(令和4年度調査結果)  
ホットネット連絡票 100%、オレンジ連携シート 63.9%
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・医療・介護関係者からの相談は、63件だった。相談機関は包括支援センターや市職員からが最も多く、次に市民、市内の医療機関の順だった。相談内容については、サービスの利用が最も多く、次に医療面に関する事だった。体調不良や受診拒否の対応依頼に対して即入院した事例も2件あった。苦情は6件で退院支援や受診時の対応について、介護保険の申請時期等だった。連携に対しては、2件で終末期の方の入浴サービスの利用で他利用者のキャンセル日に入浴できた。(別紙資料3参照)
  - ・医師と介護支援専門員の連絡票は、地域毎のケアマネジャーネットワーク会議や医療機関を訪問しての説明により同意を得たが普及までに至らなかった。(別紙資料4参照)
  - ・普及啓発部会と連携し、在宅医療をみんなで考える～わたしの未来ノートの紹介～とした出前講座を4回行った。
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- ・在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする高齢者が、急変時においても本人の意思を尊重した適切な対応が行われるよう、消防・医療・介護事業所(多職種)の連携について実際の事例を通して確認した。

(キ) 地域住民への普及啓発 ・わたしの未来ノートの普及啓発 (サロン等での出前講座)			
実績	R2 年度	R3 年度	R4 年度
運営会議	1 回	0 回	2 回
市民公開講座	0 回	0 回	0 回
多職種交流会	0 回	0 回	0 回
多職種連携研修会	0 回	0 回	1 回
介護支援専門員が主治医との連携について「連携がとれている」又は「概ね連携がとれている」と回答した割合	—	—	72.2% ※前回 (R 元) 60.0%

健口・栄養ステーション事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導：栄養 67 名 (延 349 名) 口腔 44 名 (延 153 名)</li> <li>・集団指導：栄養 1 回 (参加者 20 名) 口腔 6 回 (参加者 74 名)</li> <li>・国東市の健康課題として、高血糖と歯科保健対策に対する目標を掲げ、保健師等管内研究会で取り組みをすすめ、市内の健康経営事業所に歯科アンケート協力をいただき働き盛りの年齢層のもつ課題もみえてきた。 また、歯科については各関係部署の担当者会議を行いすべてのライフステージを通じた取り組みに向けて継続協議をしながら事業実施している。</li> <li>・地域で行われるサロン等の活動も徐々に再開するに伴い派遣依頼も増加傾向にある。</li> </ul>			
実績	R2 年度	R3 年度	R4 年度
訪問指導	延 485 回	延 515 回	延 502 回
集団指導	4 回	4 回	7 回

オ 認知症総合支援事業

**認知症初期集中支援チーム事業**

認知症の人やその家族への初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに1チーム設置。認知症の早期診断・早期対応に向けた支援や困難事例への支援。また、支援を通じ医療・介護等関係者との連携体制の強化。

- ・認知症初期集中支援チームの活動状況

訪問支援実件数 2件（延訪問支援回数 12回） 相談ケース 3件  
チーム員会議 5回

**認知症地域支援・ケア向上事業**

(ア) 認知症地域支援推進員の配置及び活動実績

医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談や認知症の人やその家族への支援、医療機関や介護サービス事業所等関係機関との連携支援等の実施。

- ・認知症に関する相談及び支援（認知症地域支援推進員対応分）

相談対応件数：57件（うち新規36件）

（国見5件、国東30件、武蔵3件、安岐19件）

相談対応の内訳：相談対応のみ18件

訪問対応39件（延訪問回数124回）

(イ) 認知症の人や介護者への支援の充実

認知症介護者の理解促進や対応力の向上、介護負担やストレスの軽減を図るため、「家族支援プログラム」「家族のつどい」の開催や本人や家族が気軽に立ち寄れる社会参加の場として認知症カフェの開催。

- ・家族支援プログラム：開催回数 6回 受講者数 15名（延44名）

※市民公開講座（8月）参加者数67名

- ・家族のつどい：開催回数 4回 参加者数 延24名

※台風等で2回中止

- ・認知症カフェ：国見会場（国見生涯学習センター）

11回（月1回 第2水曜日）参加者数 延50名

武蔵会場（国東市隣保館）

10回（月1回 第3金曜日）参加者数 延52名

※国見会場は1月、武蔵会場は8・1月コロナ感染拡大のため中止

※コロナ感染拡大防止のため、人数制限して開催

(ウ) 認知症への理解を深めるための普及啓発の促進

認知症高齢者を支える地域づくりとして、認知症についての正しい知識の普及と理解を深めていくために認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座の実施、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成

講座の講師役となる) への連絡会及び研修の開催、より多くの方へ認知症について知ってもらうための啓発活動の実施。

- ・認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識の普及と理解を深めるため開催。

開催回数：10回 新規養成数：221名

- ・認知症サポーターステップアップ講座

地域で活動できる認知症サポーターを養成し地域で支え合える支援体制づくりを進めるため開催。

開催回数：1クール（3回） 受講者：5名

- ・キャラバン・メイト連絡会及びスキルアップ研修

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの連絡会及びスキルアップ研修を開催。

開催日：令和4年3月3日 参加者：18名

- ・普及啓発

9月の世界アルツハイマー月間に合わせて普及啓発活動の実施

市内4図書館での認知症関連の図書コーナーの設置

(9～10月にかけて市内4図書館巡回)

市役所1階ホールにて、認知症関係の展示コーナーの設置  
リーフレット配布

日時：令和4年9月7日 配布数：300部

場所：国東市民病院前、スーパーあおき前



くにさき図書館（図書コーナー）



スーパーあおき前にてリーフレット配布

(エ) 認知症ケアに関わる多職種協働研修の開催

認知症に関する知識を深め、医療や介護等の関係者がお互いの役割や機能を理解しながら統合的な認知症ケアにつなげられるよう、今年度は居宅介護支援事業所及び施設に勤務する介護支援専門員を対象にハイブリッド形式で研修会を開催。

- ・認知症研修会（キャラバン・メイトスキルアップ研修と合同開催）

日時：令和5年3月3日 14:00～15:30

参加者：54名（うちキャラバン・メイト18名）

内容：講話「認知症をより深く知るために」

医療法人明和会 佐藤病院 東保 みづ枝 医師

(オ) 認知症予防の取り組み

在宅医療・介護連携推進事業にてオレンジ推進部会を立ち上げ、市民の認知症予防への意識向上を促し、身体機能及び認知機能低下の予防につなげるため、認知症予防体操を制作。

- ・オレンジ推進部会の開催：3回

内容：認知症予防体操及び講話の制作協議

### 認知症見守り支援事業

(ア) 認知症高齢者等見守り・あんしんネットワーク事業

認知症の人や見守りが必要な高齢者等を日常生活の中で見守る体制、認知症高齢者等が行方不明となった場合に早期に発見できる体制整備。行方不明発生時にスムーズに対応できるように年度初め市総務課、包括、警察にて対応の流れについてお互いの役割を確認。また、早期発見、早期保護につながるようネットワークへの事前登録について継続した啓発活動の実施。

- ・市内協力機関：国東警察署、国東市消防本部、バス会社、タクシー会社、農業協同組合、社会福祉協議会、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局、簡易郵便局の市内 60 事業所
- ・事前登録者数 46 名（令和 4 年度新規登録者 15 名、延事前登録者数 135 名）
- ・ネットワーク稼働状況 ネットワーク稼働 0 件  
（但し、警察からの連絡 4 件：情報提供 2 件、ネットワーク稼働前に発見 2 件）

(イ) 行方不明高齢者等位置情報提供事業

行方不明になった方の位置情報を提供するための探索機器（GPS）利用の初期費用・月額使用料の一部助成を実施。事業の普及啓発及び事前登録者に登録時に事業説明を行い利用の勧奨。

- ・令和 4 年度新規利用者数 1 名（延利用者数 19 名）
- ・令和 4 年度利用者数 3 名

(ウ) 認知症高齢者等見守りキーホルダー事業

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等に対し、キーホルダー及びステッカーを交付することで、外出時において困っている高齢者等の発見時に迅速な身元確認及び安全確保を図る目的で実施。見守り・あんしんネットワーク事前登録と併せて必要性のある方へ個別に登録を勧奨。

- ・令和 4 年度配布者数 15 名（延配布者数 55 名）



カ 生活支援体制整備事業

- ・毎月開催される生活支援体制整備事業定例会に出席し、情報を収集。
- ・国東市社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターと情報共有を行いながら、個別支援を勧めている。
- ・各圏域のケアネットで、生活支援コーディネーターを通じて啓発運動を行った。

② 任意事業

任意事業については、保険者(高齢者支援課)と協働して実施している。

ア 介護給付費等費用適正化事業

年度	介護給付費通知件数
R 2	1,775 通
R 3	1,757 通
R 4	1,677 通

イ その他の事業

(ア) 配食サービス事業

年度	配食実利用者数	年間延配食数	年間配食日数
R 2	259 人	44,041 食	242～365 日
R 3	260 人	41,614 食	242～365 日
R 4	213 人	43,677 食	242～365 日

- ・公募した7事業所に委託して実施
  - ・「栄養バランスのとれた食事」の基準を明示
  - ・普通食(ごはん+おかず)1食当たり600～700kcal、食塩相当量3.5g以下
- 配食実利用者数の圏域ごとの内訳 (単位:人)

年度	国見	国東	武蔵	安岐	計
R 2	50	125	22	62	259
R 3	66	113	27	54	260
R 4	51	105	27	51	234

③ 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業 (サービス事業)

(イ) 通所型サービス

【貯筋で幸せ向上サービス (通所型短期集中予防サービス)】

<目的>

生活機能の低下若しくは低下し始めた者に対し、運動の指導、助言を行うとともに、生活環境の調整や生きがいをもって生活できるよう、活動と参加への働きかけを行い、自宅や地域でのセルフケアをはじめ、サービス終了後も自立した生活を送ることができるよう支援する。

<対象者> 利用期間中に目標を達成する見込みのある要支援者及び事業対象者

<実施事業所> 市内3ヵ所

- <内容>
- ・運動機能の改善を中心に機能訓練
  - ・栄養・口腔機能に課題のある対象者に機能改善に向けた支援
  - ・一人につき原則1クール3ヵ月間の実施  
(最大3ヵ月まで延長可、1ヵ月毎にゴールカンファレンスにて検討)
  - ・事業開始月にスタートカンファレンス、終了月にゴールカンファレンスを開催
  - ・スタートカンファレンス：課題解決に向けた支援の方向性を共有し、支援者間で意思統一を図るもの
  - ・ゴールカンファレンス：課題解決に向かったか評価し、サービス終了後に活動量・機能の維持ができるようにすることや他サービス移行の必要性等を検討するもの

R4年度 利用者数 (4～3月)	年齢	総合評価				改善率 (%)
	平均値	卒業	延長	中止	他サービスへ 移行	
25	82.12	23	6	2	2	92

※サービス延長した利用者については、延長期間終了月のゴールカンファレンスで再検討し、そこで改善した場合も改善卒業に計上。

(エ) 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの実績

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの件数 (単位：件)

年度	R2年度	R3年度	R4年度
介護予防支援計画 (再掲委託分)	3,994 (705)	3,793 (461)	3,850 (401)
介護予防ケアマネジメント (再掲委託分)	1,256 (149)	1,148 (129)	1,010 (91)
合計 (再掲委託分)	5,250 (854)	4,941 (590)	4,860 (492)

④ その他

元気高齢者健やかサロン等出前講座への講師派遣

出前講座 (テーマ)	派遣講師	回数
認知症について	認知症担当	1回
口の中からいきいきと!	歯科衛生士	6回
美味しく食べて健康に	栄養士	1回
自分らしく生きるための終活	権利擁護担当	10回
在宅医療について	在宅医療担当	4回
地域包括支援センターの活用 ～お困りごとの相談～	保健師	1回

<他課との協議事項>

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る会議（別紙資料 5 参照）

市民健康課・医療保健課・高齢者支援課・地域包括支援センターを事務局とした体制が必要となるため課長を含めた会議（4回）と作業部会（4回）で協議を重ねた。その結果、市民健康課を中心とした体制とし、庁内連携会議・作業部会を設置し、情報連携および訪問指導のための体制構築を図った。

※「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」とは高齢者に対する個別支援で医療専門職が KDB（国保データベース）システムを活用して低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対する訪問支援等を行うもの。

○重層的支援体制整備事業体制構築について（別紙資料 6 参照）

・令和 4 年度については、福祉課、高齢者支援課、地域包括支援センターにて国東市としての体制の方向性を協議

※重層的支援体制整備事業とは、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止め、複雑化、複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。

○住宅セーフティネット法関連協議について

・平成 19 年に「住宅セーフティネット法」が施行され、県と市町村が連携し、不動産関係団体や居住支援法人と協力して、住宅確保要配慮者の住宅探しや孤独死や見守り支援などの課題を共有し、解決する取組について協議する「居住支援ネットワーク会議」の開催に向けての体制整備を、まちづくり推進課を中心に県別府土木事務所、福祉課、高齢者支援課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会で協議。

・令和 5 年 1 月 20 日、国東市居住支援ネットワーク会議を開催する。

※住宅確保要配慮者とは、「本人だけでは住宅を確保するのが難しく、配慮や支援が必要な者」で、高齢者・障がい者（身体、知的、精神、その他）・低額所得者・生活困窮者・外国人・子育て世帯等が主な対象者。

令和4年度決算報告

介護保険事業特別会計(保険事業勘定)の地域支援事業決算状況

[支出]

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額
1 介護予防・日常生活支援サービス事業	70,625,000	68,296,088
(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業	55,065,000	53,374,334
ア 第1号訪問事業	15,965,000	15,214,895
イ 第1号通所事業	38,804,000	38,037,943
ウ 高額介護予防サービス費相当事業	96,000	25,431
エ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業	200,000	96,065
(2) 介護予防ケアマネジメント事業	15,560,000	14,921,754
2 一般介護予防事業	61,220,000	50,171,574
(1) 介護予防把握事業	10,079,000	9,716,612
(2) 介護予防普及啓発事業	12,493,000	11,466,041
(3) 地域介護予防活動支援事業	32,535,000	23,589,921
(4) 地域リハビリテーション活動支援事業	2,241,000	1,527,000
(5) 一般介護予防事業評価事業	3,872,000	3,872,000
3 包括的支援事業・任意事業	49,068,000	44,912,104
(1) 包括的支援事業	1,780,000	1,422,363
ア 総合相談事業	1,420,000	1,303,890
イ 権利擁護事業	240,000	50,243
ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業	120,000	68,230
(2) 任意事業	27,302,000	25,704,312
ア 福祉用具・住宅改修支援事業	20,000	0
イ 認知症見守り支援事業	142,000	22,550
ウ 介護給付費適正化事業	390,000	231,015
エ 介護用品支給事業	1,200,000	1,122,862
オ 成年後見人制度利用支援事業	1,011,000	241,484
カ 配食サービス支援事業	24,539,000	24,086,401
(3) 在宅医療・介護連携推進事業	5,752,000	5,293,902
(4) 生活支援サービス体制整備事業	9,000,000	8,115,807
(5) 認知症総合支援事業	5,139,000	4,375,720
ア 認知症初期集中支援推進事業	534,000	220,059
イ 認知症地域支援・ケア向上推進事業	4,605,000	4,155,661
(6) 地域ケア会議推進事業	95,000	0
4 介護予防・生活支援サービス事業費審査支払手数料	200,000	146,448
合 計	181,113,000	163,526,214

介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)の決算状況

[収入]

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額
介護予防サービス計画費収入	17,183,000	17,291,100
特例介護予防サービス計画費収入	1,000	65,700
一般会計繰入金	34,634,000	31,150,000
前年度繰越金	1,000	1,686
合 計	51,819,000	48,508,486

[支出]

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額
一般管理費	49,935,000	46,658,475
介護予防サービス事業費	1,884,000	1,848,600
合 計	51,819,000	48,507,075

## 2) 令和5年度事業計画及び予算

＜令和5年度の取り組みについて＞ (★は重点項目)

### 包括的支援事業

#### ●総合相談支援業務

高齢者に関する相談に対して、関係部署と連携を取りながら支援を行う。

- ★第9期介護保険事業計画策定のために実施した、市民向けアンケート調査の結果、地域包括支援センターの認知度が低かったことから、地域支えあい活動のカフェやミニデイに出向き、地域包括支援センターの周知と地域の声や気になる方等の情報収集を行い、気になる方の早期発見と必要な支援を行う。

#### ●権利擁護業務

##### ①成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用促進法」や「成年後見制度利用促進基本計画」により、成年後見制度の利用促進を推進する必要がある。そのため、普及啓発活動及び各種相談機関と連携し、制度利用が必要な方や関係者からの相談に適切に対応できる体制づくりを強化していく。

##### ②くにさき半島地域成年後見支援センターの活動支援と中核機関の設置

広域型権利擁護センターが、国東市・豊後高田市・姫島村の2市1村で平成31年4月から豊後高田市社会福祉協議会に委託して運営開始。既に成年後見制度に関する相談実務、申立て支援、制度の普及・啓発活動、研修や支援者の育成などの活動を行っている。また、市長申立を行う際、受任調整委員会で後見人等の候補者を協議し、低所得者や生活保護受給者が対象者の場合は、積極的に法人後見で受任している。

しかし、令和6年3月末をもって広域型が解散するため、国東市社会福祉協議会が令和5年10月から中核機関として後見センターを設置・活動を始めるため、福祉課と一緒に準備をしている。

※中核機関とは・・・「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」で、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(①広報 ②相談 ③制度利用促進 ④後見人支援等)を果たすように主導する役割と、専門職による専門的助言等の支援

#### ●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

##### ①地域ケア会議

個別ケア会議及び評価会議は、利用者が地域において自立した日常生活を営むために、必要な支援体制に関する検討を引き続き行っていく。また、生活支援コーディネーターが会議に参加し、連携強化を図るとともに、地域資源の活用や地域課題の情報共有と解決に向けた検討を行う。

##### ②介護予防支援従事者及び居宅介護支援従事者研修会

昨年引き続きリハビリ職を講師として、根拠のあるアセスメントの仕方や具体的な目標の設定、ご本人が意欲的になれるようにどのように導いていくか等の学びを深める。

##### ③ケアマネジャーネットワーク会議

地域ごとの担当生活支援コーディネーターと地域の介護支援専門員との意見交換や交流の場を持ち、個々の抱えるニーズに対し地域支援を図る。

## ●在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して在宅生活を送ることが出来るように医療と介護の連携を推進する

～主な取り組み～

### ① 在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口（配置：地域包括支援センター）

医療や介護を必要とする人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるように医療機関や介護関係者からの相談や連携の調整を等行い、在宅医療・介護が一体的に提供されるように支援する。

- ・市内外の医療・介護関係者や市民からの相談に対して迅速な対応をする。
- ・医師と介護支援専門員の連絡票の普及啓発
- ・国東市地域医療連携室連絡会議や医療機関で行っている研修に参加し、地域での暮らしを見据えた退院支援の展開が行える人材育成に協力する。
- ・「在宅医療とわたしの未来ノート」の普及啓発

### ② 健口・栄養ステーション事業

訪問及び集団指導にて栄養改善、口腔ケア等の指導・助言を行い介護予防推進に向けた活動を実施する。また、栄養、口腔ともに予防的な介入が必要なため各世代における繋がりのある取り組みをするため引き続き関係部署（医療保健課・市民健康課）と協議しながら連携した取り組みに繋げる。

### ★③ オレンジ推進部会（認知症施策）における認知症予防 DVD 作成・周知

市民の認知症予防の意識向上を促し、身体機能及び認知機能低下の予防につなげるため、認知症予防体操を制作する。作成した DVD は、ケーブルテレビ等広報媒体を通じた周知とあわせて地域活動の場に専門職（理学療法士・作業療法士）とともに訪問し予防のポイントを説明することで活用を促す。

### ④ くにさき地域包括ケア推進会議（ホットネット）

多職種顔の見える関係づくりやルールづくりをしてきたがコロナ禍で休止していたため令和5年度は再開に向け体制を整える。

## ●認知症総合支援事業

### ① 認知症初期集中支援推進事業

- ・より早い段階で相談できるよう継続して認知症初期集中支援チームの周知
- ・訪問支援やチーム員会議、研修会等を通しチーム員のスキルアップ
- ・チームの支援を通じ、医療・介護等関係者との連携体制の強化

### ② 認知症地域支援・ケア向上推進事業

- ・医療・介護関係者等が情報を共有し切れ目のない適切な支援が円滑に行えるよう「国東市オレンジ連携シート」の活用を勧め連携を図る。
- ・家族支援プログラムや家族のつどいを開催
- ・認知症カフェ（国見会場・武蔵会場）の開催

### ★ 新規認知症カフェの開催に向けた検討、開催

国東町内における認知機能低下に関する相談件数が増加していることから、国東会場の開催実施も検討。会場予定地を見学し、実際の会場イメージを構築予定。

- ・認知症への理解を深めるための認知症サポーター養成講座の開催や認知症企業サポーター（大分オレンジカンパニー）への登録の働きかけの実施。
- ・地域でボランティアとして活動できるサポーターを育成していくため認知症サポーターステップアップ講座を開催する。
- ・「国東市認知症安心ガイドブック」の配布及び活用の促進を図る。

#### ★③認知症見守り支援事業

- ・見守り・あんしんネットワーク事業における連携強化を目的に、協力事業所を訪問し、事業運営における課題等聞き取りを行う。
- ・協力事業所の職員を対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、オレンジカンパニー登録を促し、認知症に理解ある職員を養成する。

#### ④普及啓発

- ・世界アルツハイマー月間（9月）にあわせ図書館での認知症に関する展示コーナーの設置（市内4図書館を巡回）及び市内2カ所（国東市民病院前、アタックス前にて9月6日配布予定）でリーフレット配布を行う。
- ・認知症映画上映会の開催

#### ●指定介護予防支援

要支援認定者のケアプラン（サービス・支援計画書）の作成。

#### 任意事業

- ・介護給付費等適正化事業
- ・その他の事業
  - 配食サービス事業

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・通所型サービス
 

貯筋で幸せ向上サービスにおいて、令和4年度から課題とされていた、対象者との合意形成の難しさ、ケアマネジメントを行う介護支援専門員の不足、関係事業所との調整等の難しさが残されている。サービス開始までの流れや、必要書類の整備等、関係機関を交えた検討会を行う。

また、生活機能（運動、口腔、栄養）改善、社会参加の重要性を普及啓発するため、市民向け講演会を高年齢者支援課と一緒に開催する。
- ・介護予防ケアマネジメント業務
 

（総合事業における基本チェックリスト該当者）

#### <関係部署との協働事業>

##### ○「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について

KDB(国保データベース)システムより身体的フレイルとして抽出された高齢者に対して、市民健康課、高齢者支援課、地域包括支援センターが連携し訪問、指導を行う。口腔リスク、低栄養リスクがあると判断される対象者には、大分県歯科衛生士会や大分県管理栄養士会から専門職の派遣を受け、個別性の高い指導を行う。



※訪問対象者は、KDB システムを用いて身体的フレイル（健診時の質問票において健康状態、歩行速度、転倒項目に該当）である者を抽出し、そのうち関節症や骨折歴がある者、BMI 値が 18.5 以上～20 未満かつ 2 kg 体重減少（前年度比較）している者、健診時質問票において口腔機能に該当する者とした。

○重層的支援体制整備事業体制構築

県主催研修会への参加や県の助言を受けながら関係部署（福祉課・高齢者支援課・地域包括支援センター等）で体制構築に向けて協議していく。

※重層的支援体制整備事業とは、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止め、複雑化、複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。

○居住支援ネットワーク会議（住宅セーフティネット法関連協議）

県の土木建築部主催で、「本人だけでは住宅を確保することが難しく、配慮や支援が必要な者」（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律＝住宅セーフティネット法）に対する支援の在り方等を協議するために、関係部署（県・まちづくり推進課・福祉課・高齢者支援課・地域包括支援センター）で会議を行っている。

国東市では住宅確保要配慮者の相談は少ないものの、入居後の生活支援や入居者の SOS 発信について課題があるのではと考え、不動産業者の困りごとを調査し、その課題解決に向けて協議をする。

令和5年度予算

介護保険事業特別会計(保険事業勘定)の地域支援事業予算

[支出]

(単位：円)

区 分	予算額	前年度予算額
1 介護予防・日常生活支援サービス事業	78,951,000	85,960,000
(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業	63,005,000	69,730,000
ア 第1号訪問事業	16,465,000	19,896,000
イ 第1号通所事業	46,244,000	49,538,000
ウ 高額介護予防サービス費相当事業	96,000	96,000
エ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業	200,000	200,000
(2) 介護予防ケアマネジメント事業	15,946,000	16,230,000
2 一般介護予防事業	63,974,000	62,765,000
(1) 介護予防把握事業	10,265,000	10,079,000
(2) 介護予防普及啓発事業	13,667,000	12,493,000
(3) 地域介護予防活動支援事業	36,649,000	35,572,000
(4) 地域リハビリテーション活動支援事業	3,393,000	4,621,000
3 包括的支援事業・任意事業	68,708,000	56,944,000
(1) 包括的支援事業	1,673,000	1,780,000
ア 総合相談事業	1,313,000	1,420,000
イ 権利擁護事業	240,000	240,000
ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業	120,000	120,000
(2) 任意事業	30,319,000	28,914,000
ア 福祉用具・住宅改修支援事業	20,000	20,000
イ 認知症見守り支援事業	109,000	142,000
ウ 認知症サポーター等養成事業	202,000	212,000
エ 介護給付費適正化事業	390,000	390,000
オ 介護用品支給事業	2,700,000	2,100,000
カ 成年後見人制度利用支援事業	1,541,000	1,511,000
キ 配食サービス支援事業	25,357,000	24,539,000
(3) 在宅医療・介護連携推進事業	7,337,000	6,452,000
(4) 生活支援サービス体制整備事業	24,030,000	14,564,000
(5) 認知症総合支援事業	5,254,000	5,139,000
ア 認知症初期集中支援推進事業	475,000	534,000
イ 認知症地域支援・ケア向上推進事業	4,779,000	4,605,000
(6) 地域ケア会議推進事業	95,000	95,000
4 介護予防・生活支援サービス事業費審査支払手数料	200,000	200,000
合計	211,833,000	205,869,000

介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)の予算

[収入]

(単位：円)

区 分	予算額	前年度予算額
介護予防サービス計画費収入	16,683,000	16,683,000
特例介護予防サービス計画費収入	1,000	1,000
一般会計繰入金	41,123,000	42,565,000
前年度繰越金	1,000	1,000
合 計	57,808,000	59,250,000

[支出]

(単位：円)

区 分	予算額	前年度予算額
一般管理費	55,449,000	56,366,000
介護予防サービス事業費	2,359,000	2,884,000
合 計	57,808,000	59,250,000

## 地域包括支援センターの設置体制(あり方)について

地域包括支援センターの設置体制については別紙(次ページ)記述のとおり背景により、当運営協議会委員の皆様にご意見をいただく運びとなっております。今回は、前年度の資料を添付させていただいておりますが、資料説明および今後の方向性については会議当日に説明させていただきたいと思っておりますので、ご一読のほどよろしく願いいたします。

## 地域包括支援センターの設置体制（あり方）について

### <今回検討するに至った背景>

- 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の検討課題であること

第8期中（令和3～5年度）に地域包括支援センターの設置について「直営又は委託での設置運営することのメリット、デメリットを比較検討し、利用者本位の視点で方向性を示したい」としている。

- 相談内容における課題が複雑化・複合化してきていること

地域住民が抱える課題への支援をするためには縦割りを超えた包括的に相談を受け止められる支援体制の構築が求められている

- 人材確保の困難さと職員の定期異動

正規職員については、定期的な異動に伴い積み重ねた経験が次に引き継がれづらくスキルの継承がされづらい。

介護支援専門員をはじめとする専門職は会計年度任用職員のため常に人材の確保が必要となる。

- 令和3年4月時点で大分県内では、18市町村のうち、直営3（日出町・姫島村・国東市）、委託15（佐伯市は基幹型を市におく）

## <地域包括支援センターの課題>

### 1 業務上の課題

- ・相談件数の増加と内容が複雑化、複合化し支援に係る業務量の増加  
(高齢者に限らず障がいや母子分野等にも及ぶ)
- ・認知症高齢者の相談、支援が増加
- ・キーパーソンや家族不在等により支援が困難な事例の増加、それに伴い成年後見制度へつなぐまたは市長申し立て手続きの事例の増加
- ・計画書作成の委託を受ける事業所が少なく地域包括支援センターが作成する件数が増加

### 2 専門職の人材確保

- ・3職種（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）の配置が必須のため正規職員の異動に制限がある
- ・介護支援専門員は会計年度任用職員のため確保が難しい

## <地域包括支援センターを直営で運営する場合のメリット、デメリット>

### ●直営のメリット

- 1 市の方針や重点施策の周知・徹底が可能  
市の担当課と情報を共有しやすいことで現状を踏まえた事業の構築や改善を図ることが出来る
- 2 市民の安心感・信頼感が得られやすい
- 3 公正・中立性の確保  
軽度者に対してサービス利用における公正・中立なケアマネジメントが出来る
- 4 複合的な課題のある事例に対応しやすい  
市役所内の関係部署とタイムリーな情報共有や連携しながら対応が可能
- 5 権利擁護・虐待事例に対応しやすい  
虐待対応の際、市としての権限行使につながりやすい

### ●直営のデメリット

- 1 職員の知識、技術の向上等  
定期人事異動によって専門職としての技術の向上や地域との連携の継承が難しい
- 2 専門職の確保  
介護支援専門員、社会福祉士、保健師等において実務経験を積んだ専門職の確保が難しい
- 3 状態像に応じた柔軟な対応の限界  
単独の介護予防事業所のため要介護認定者の支援や入所等の支援に限界がある

●今後の地域包括支援センターのあり方について（令和4年度の意見に対する回答）

運営協議会委員からの意見等	意見に対する市の回答
<p><b>A 委員</b></p> <p>(1) 他市町村で多くの委託がされており、その実績の結果の評価、問題点が参考にできるデータはないでしょうか？</p> <p>(2) 具体的に国東市内で対応してもらえる委託先があるのでしょうか？</p>	<p>全国のセンターの評価指標に基づいた結果は公表されていますが、直営・委託を比較した評価結果は開示されていないようです。</p> <p>国は「地域包括支援センターの機能強化」を推進しており、全国的に設置数は徐々に増加傾向にあるようです。厚労省による地域包括支援センター運営状況調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営・委託の割合 直営20%</li> <li style="padding-left: 2em;">委託80%</li> <li>・委託先法人の構成割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人54%、社協18%</li> <li>医療法人等 18%、その他10%</li> </ul> </li> </ul> <p>設置状況としては直営が徐々に減少し委託が徐々に増加しています。</p>
<p><b>B 委員</b></p> <p>特にコメントはありませんが、利用者本位の視点に立てば「即応性」が重視される。</p> <p>委託15の市町村の中で、運用には問題ないのですか？委託した場合の問題点、課題を提示いただきたいと思います。</p>	<p>今後、仮に委託の方向で模索するとしても受託先を確保するのは容易ではないと想定されます。</p> <p>また、委託した場合の問題点、課題については直営でのメリットの逆になるかと思っています。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市と委託先との施策に対する統一した考え方の徹底が難しい</li> <li>② 公正・中立性の確保ができるか</li> <li>③ 複合的な課題を抱えた事例への対応（他課との連携）が困難になる恐れ</li> <li>④ 市の担当課に委託先の相談に応じられる職員（専門性のスキルのある）配置が必要</li> </ol>
<p><b>C 委員</b></p> <p>どこの自治体でも悩んでいることかと思っています。地域の資源が乏しい中、どんな体制が住民の方々の役に立つのか、住民の方々の意見もたくさん取り入れられるといいのかなと思っています。</p>	<p>今後、仮に委託の方向で模索するとしても受託先を確保するのは容易ではないと想定されます。</p> <p>また、委託した場合の問題点、課題については直営でのメリットの逆になるかと思っています。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市と委託先との施策に対する統一した考え方の徹底が難しい</li> <li>② 公正・中立性の確保ができるか</li> <li>③ 複合的な課題を抱えた事例への対応（他課との連携）が困難になる恐れ</li> <li>④ 市の担当課に委託先の相談に応じられる職員（専門性のスキルのある）配置が必要</li> </ol>

# 国東市地域包括支援センター運営協議会設置規則

平成 19 年 3 月 29 日

規則第 16 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 27 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、国東市附属機関設置条例（平成 19 年国東市条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、国東市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの担当する圏域の設定事項の承認に関する事。
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更事項の承認に関する事。
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付、介護予防ケアマネジメントに係る事業の実施に関する事。
- (4) センターが予防給付、介護予防ケアマネジメントに係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の承認に関する事。
- (5) その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関する事。

## (組織)

第 3 条 運営協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 運営協議会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し運営協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

## (運営協議会)

第 5 条 運営協議会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じて運営協議会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

## (庶務)

第 7 条 運営協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。



(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項はその都度、委員長が定める。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平20規則27・1部改正)

(1) 保健福祉分野

- ・老人クラブ連合会代表者
- ・民生児童委員代表者
- ・女性団体連絡協議会代表

(2) 医療保健分野

- ・医師会代表者
- ・歯科医師会代表者
- ・市民病院代表者
- ・東部保健所国東保健部代表者